

居宅介護支援事業所 あらたま 運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人大善福社会が開設する居宅介護支援事業所あらたま（以下「事業所」という。）が行なう指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営を図るとともに、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行なう。
- (2) 事業所は、利用者の心身の状況、その環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なう。
- (3) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたち、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう、公正中立に行なう。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。
- (5) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な体制の整備を行い、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (6) 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行なうよう努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援事業所あらたま
- (2) 所在地 浜松市浜名区宮口3152番地（介護老人保健施設あらたま1階）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（常勤・兼務）1名
事業所には介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の六十

六第一号イ (3) に規定する主任介護支援専門員である管理者を置く。
管理者は、事業所の介護支援専門員の管理及び業務を一元的に行う。

- (2) 介護支援専門員（常勤・兼務）1名以上
介護支援専門員は利用者（要介護者）の数が四十四又はその端数を増すごとに一とする。介護支援専門員は、利用者やその家族の意向等をもとに、居宅サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし年末、年始（12月30日～1月3日まで）及び祝祭日を除く。
(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30までとする。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護サービス計画作成依頼等に対する相談対応
利用者の相談を受ける場所は、事業所内の相談室で行う。但し、利用者の希望により、利用者の居宅等においても行う。
(2) 課題分析の実施
利用する課題分析票の種類は浜松市版課題分析（アセスメント）概要、MDS-HCを使用する。
(3) サービス事業所等との連絡調整、介護保険施設の紹介
(4) 居宅サービス計画の作成
(5) サービス担当者会議の開催
(6) 介護支援専門員の居宅訪問 少なくとも月1回以上
※介護保険法令に定める一定の要件を満たしている利用者の場合には、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とし、その場合の居宅訪問は少なくとも2ヵ月に1回以上とする。
(7) モニタリングの結果記録 月1回

2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は次のとおりとする。

- (1) 法定代理受領の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告知上の報酬額）によるものとする。
(2) 提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。

(通常事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、浜松市浜名区（於呂圏域、北浜圏域、しんぱら圏域）とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 事業所は提供した指定居宅介護支援に対する利用者又は家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置のほか必要な措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備研修の実施等必要な措置を講じる。

(感染症予防の取り組み)

第11条 事業所は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(ハラスメント防止に関する事項)

第12条 事業所内、訪問先、利用者宅におけるハラスメントに迅速かつ適切に対応するために相談窓口の設置、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- (3) 法定研修・外部研修への参加

2 介護支援専門員は業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持する。

3 介護支援専門員であった者に、業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を保持させるため、介護支援専門員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、介護支援専門員との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人大善福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものである。

(業務継続計画)

第14条 事業所は、指定居宅介護支援の提供を行うに当たり、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画(BCP)を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(身体拘束等の適正化について)

第15条 事業所は、指定居宅介護支援の提供を行うに当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

附則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

